



# 三重県公報

令和6年3月29日(金)

号外

## 目次

(番号)	(題名)	(担当)	(頁)
<b>告 示</b>			
256	政策企画部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示	(政策企画総務課)	2
257	地域連携・交通部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示	(地域連携・交通総務課)	2
258	子ども・福祉部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示	(子ども・福祉総務課)	3
259	環境生活部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示	(環境生活総務課)	5
260	農林水産部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示	(農林水産財務課)	6
261	雇用経済部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示	(雇用経済総務課)	15
262	観光部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示	(観光総務課)	17
263	土砂災害警戒区域の指定	(防災砂防課)	17
264	同件	(同)	18
265	同件	(同)	18
266	同件	(同)	18
267	同件	(同)	19
268	同件	(同)	19
269	土砂災害警戒区域の指定の解除	(同)	19
270	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(同)	19
271	同件	(同)	20
272	同件	(同)	21
273	同件	(同)	22
274	同件	(同)	23
275	同件	(同)	24
276	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(同)	25
277	同件	(同)	25
278	同件	(同)	25
279	同件	(同)	26
280	同件	(同)	26
281	同件	(同)	27

告 示

**三重県告示第 256 号**

政策企画部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和 6 年 3 月 29 日

三重県知事 一 見 勝 之

政策企画部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示

政策企画部関係補助金等交付要綱（令和 5 年三重県告示第 235 号）の一部を次のように改正する。

別表 1 の表第 2 号の項を削り、同表に次のように加える。

2	「地域の未来予測」作成支援等補助金	市町が、その地域における行政需要や経営資源に関する長期的な変化の見通しを立てる「地域の未来予測」等の整理に要する費用を補助することにより、持続可能な行政サービスを提供していくために今後必要となる方策についての市町の検討を支援する。	1 市町が、その地域における行政需要や経営資源に関する長期的な変化の見通しを、客観的なデータを基に「地域の未来予測」として整理する取組に要する経費 2 市町が、「地域の未来予測」を踏まえ、今後必要となる方策について検討する取組に要する経費	別に定める。	市町
---	-------------------	---	--	--------	----

別表 2 の表第 1 号の項を削り、同表に次のように加える。

1	「地域の未来予測」作成支援等補助金	減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数に相当する期間	1 件の取得価額又は効用の増加価額が 50 万円以上の機械及び器具
---	-------------------	--	-----------------------------------

附 則

この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

**三重県告示第 257 号**

地域連携・交通部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和 6 年 3 月 29 日

三重県知事 一 見 勝 之

地域連携・交通部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示

地域連携・交通部関係補助金等交付要綱（平成 24 年三重県告示第 241 号）の一部を次のように改正する。

別表 1(2) の表第 6 号の項（A）の欄から（C）の欄までを次のように改める。

鉄道施設耐震補強等事業費補助金	大規模地震や河川氾濫等に備えて、鉄道施設の被害の未然防止や拡大防止を図る。	別に定める耐震対策事業や浸水対策事業の実施に要する経費
-----------------	---------------------------------------	-----------------------------

別表 1(2) の表第 10 号の項（A）の欄から（C）の欄までを次のように改める。

高齢者等の移動手段確保総合対策事業費補助金	高齢者等の日常生活で必要となる移動手段の確保など、地域の実情に応じて市町等が進める取組を支援することにより、地域内交通のネットワークの構築を図る。	市町等及び事業者が行う移動手段確保等に要する経費
-----------------------	---	--------------------------

別表 1(2) の表第 11 号の項及び第 12 号の項を削り、同表に次のように加える。

11	関西本線活性化利用促進事業費補助金	県内における関西本線の活性化及び利用促進を図る。	別に定める関西本線活性化利用促進事業の実施に要する経費	別に定める。	別に定める。
----	-------------------	--------------------------	-----------------------------	--------	--------

別表 2 の表第 9 号の項（A）の欄を次のように改める。

鉄道施設耐震補強等事業費補助金
-----------------

附 則

1 この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

2 この告示の施行前にこの告示による改正前の地域連携・交通部関係補助金等交付要綱の規定により交付の決定があった補助金等については、なお従前の例による。

**三重県告示第 258 号**

子ども・福祉部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和 6 年 3 月 29 日

三重県知事 一 見 勝 之

子ども・福祉部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示

子ども・福祉部関係補助金等交付要綱（平成 30 年三重県告示第 240 号）の一部を次のように改正する。

別表 1(2)の表中第 17 号の項を削り、第 18 号の項を第 17 号の項とし、第 19 号の項を第 18 号の項とし、第 20 号の項を第 19 号の項とし、同表に次のように加える。

20	民生委員・児童委員の担い手確保対策補助金	民生委員・児童委員の担い手確保や活動しやすい環境整備に向けて、創意工夫を凝らして取り組む市町を支援する。	市町が行う民生委員・児童委員の担い手確保対策に要する経費	別に定める。	別に定める。
----	----------------------	--	------------------------------	--------	--------

別表 1(4)の表に次のように加える。

7	三重県子どもの学び・体験イベント等開催支援補助金	地域の子どもたちの学びや体験活動の機会を創出するため、地域の民間団体等が連携して開催する各種イベント等を支援する。	地域の民間団体等が実施するイベントの開催を行うために必要な経費	別に定める。	別に定める。
---	--------------------------	---	---------------------------------	--------	--------

別表 1(5)の表第 1 号の項を次のように改める。

1	保育環境改善事業費補助金	市町等が実施する以下の取組に対して支援を行う。 1 障がい児及び医療的ケア児を受け入れるために必要となる環境改善 2 新型コロナウイルスの感染拡大の防止 3 保育所等における ICT 化推進 4 保育環境の向上 5 安全対策事業	障がい児及び医療的ケア児を受け入れるために必要となる設備の整備、備品（遊具、器具等）の設置及び更新等に要する経費 新型コロナウイルス感染症等の感染症対策のために必要となる改修や設備の整備等に要する経費 認可外保育施設が、保育従事者の業務負担軽減につながる機器の導入に要する経費 保育環境の向上を図るために実施する老朽化した備品の更新や設備の改修等に要する経費 ICTを活用した子ども見守りサービスなどの安全対策に資する機器等を導入するための経費の補助	補助基本額の 2/3 以内 補助基本額の 2/3 以内 補助基本額の 3/4 以内 補助基本額の 2/3 以内 補助基本額の 3/4 以内	市町 市町 認可外保育施設 市町 認可外保育施設
---	--------------	---	---	---	--------------------------------------

別表 1(5)の表中第 22 号の項を削り、第 23 号の項を第 22 号の項とし、第 24 号の項を 23 号の項とし、第 25 号の項を削り、第 26 号の項を第 24 号の項とし、第 27 号の項から第 33 号の項までを 2 項ずつ繰り上げ、第 34 号の項を削り、第 35 号の項を第 32 号の項とし、第 36 号の項から第 38 号の項までを 3 項ずつ繰り上げ、第 39 号の項を削り、第 40 号の項を第 36 号の項とし、第 41 号の項から第 44 号の項までを 4 項ずつ繰り上げる。

別表 1(6)の表中第 9 号の項を削り、第 10 号の項を第 9 号の項とし、第 11 号の項から第 13 号の項までを 1 項ずつ繰り上げ、第 14 号の項（B）の欄を次のように改め、同項を第 13 号の項とする。

児童養護施設、女性自立支援施設等に入所中若しくは退所した子ども等又は里親に委託中若しくは委託解除後の子どもの社会的自立の促進を図る。

別表 1(6)の表中第 15 号の項を第 14 号の項とし、第 16 号の項から第 18 号の項までを 1 項ずつ繰り上げ、第 19 号の項及び第 20 号の項を削り、第 21 号の項を第 18 号の項とし、第 22 号の項から第 24 号の項までを 3 項ずつ繰り上げる。

別表 2 を次のように改める。

別表2（第2条関係）

区分	(A) 名称	(B) 規則第20条第1項ただし書の規定により財産処分の制限をする期間	(C) 規則第20条第1項第2号の規定により財産処分の制限をする機械及び重要な器具
1	三重県交通施設バリアフリー化設備モデル整備補助金	減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間	交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価50万円以上の機械及び器具
2	三重県公共交通移動円滑化補助金		
3	三重県ユニバーサルデザインタクシー導入補助金		
4	障害者施設整備事業費補助金	補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成20年厚生労働省告示第384号。以下「厚生労働省告示」という。）に定められている処分制限期間に相当する期間	大蔵省令に定められている機械及び器具
5	障害者グループホーム緊急整備事業費補助金		
6	三重県障害福祉分野におけるロボット等導入支援事業費補助金		
7	三重県障害福祉分野におけるICT導入モデル事業費補助金		
8	障害児施設整備事業費補助金	補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（令和5年こども家庭庁告示第9号。以下「こども家庭庁告示」という。）に定められている処分制限期間に相当する期間	大蔵省令に定められている機械及び器具
9	児童館整備補助金	大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間	交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価50万円以上の機械及び器具
10	保育環境改善事業費補助金	こども家庭庁告示に定められている処分制限期間に相当する期間	交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価50万円以上（事業者が市町以外の者の場合は30万円）の機械及び器具
11	安心こども基金保育基盤整備事業費補助金（保育所等整備事業等）		
12	地域子ども・子育て支援事業費補助金	こども家庭庁告示に定められている処分制限期間に相当する期間	大蔵省令に定められている機械及び器具
13	三重県放課後児童クラブ整備費補助金	こども家庭庁告示に定められている処分制限期間に相当する期間	交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価50万円（事業者が市町以外の者の場合は30万円）以上の機械及び器具
14	認定こども園等緊急環境整備事業費補助金	文部科学省告示及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成13年文部科学省告示第53号。以下「文部科学省告示」という。）に定められている処分制限期間に相当する期間	交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価50万円以上の機械及び器具
15	三重県病児保育施設整備費補助金	こども家庭庁告示に定められている処分制限期間に相当する期間	交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価50万円（事業者が市町以外の者の場合は30万円）以上の機械及び器具
16	子ども・子育て支援事業費補助金	こども家庭庁告示に定められている処分制限期間に相当する期間	交付対象事業により取得し、又は効用の増加した単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産
17	幼児教育ICT化支援事業補助金	文部科学省告示に定められている処分制限期間に相当する期間	交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価50万円以上の機械及び器具
18	児童養護施設等整備費補助金	こども家庭庁告示に定められている処分制限期間に相当する期間	大蔵省令に定められている機械及び器具

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

三重県告示第259号

環境生活部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和6年3月29日

三重県知事 一見勝之

環境生活部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示  
 環境生活部関係補助金等交付要綱（平成24年三重県告示第243号）の一部を次のように改正する。  
 別表1(1)の表第3号の項（C）の欄を次のように改める。

学校法人が授業料を減免するの  
 に要する経費

別表1(1)の表第25号の項を削り、同表に次のように加える。

25	フリースクールで学ぶ私立学校児童生徒支援事業補助金	経済的な事情により学びを継続する機会を逸しないよう、県内のフリースクールで学ぶ子どもを支援する。	フリースクールの利用に係る経費	別に定める。	私立の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等に在籍する児童生徒等のうち、別に定める要件を満たす者
----	---------------------------	--	-----------------	--------	---

別表1(2)の表第3号の項を削る。

別表1(3)の表第6号の項（C）の欄を次のように改める。

生活基盤施設耐震化等事業計画に記載された水道施設等耐震化事業、水道事業運営基盤強化推進等事業、官民連携等基盤強化推進事業、水道事業におけるI・T・新技術活用推進モデル事業及び生活基盤施設耐震化等効果促進事業に係る経費

別表1(5)の表中第1号の項を削り、第2号の項を第1号の項とし、第3号の項を第2号の項とする。

別表1(6)の表に次のように加える。

5	三重県犯罪被害者等再提訴費用助成金	犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図る。	犯罪被害者等が、取得した加害者に対する損害賠償請求権に係る債務名義の消滅時効を更新させるために、再度の民事訴訟の提起その他の当該請求権の手続を行うために要する費用	別に定める。	別に定める。
---	-------------------	---------------------	---	--------	--------

別表1(8)の表に次のように加える。

4	電気自動車等導入費補助金	エネルギー効率に優れた電気自動車など次世代自動車の導入を促進し、脱炭素社会の実現を図る。	補助対象の市町が、電気自動車等を購入する者に対し助成する事業に要する経費	別に定める。	市町
---	--------------	--	--------------------------------------	--------	----

別表2の表中、

「

18	三重県県有施設太陽光発電設備等設置費（P・P・A方式）補助金				
----	--------------------------------	--	--	--	--

」

を

「

18	三重県県有施設太陽光発電設備等設置費（P・P・A方式）補助金				
19	電気自動車等導入費補助金			1件の取得価額又は効用の増加価額が50万円以上の機械及び器具	

」

に改める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

三重県告示第260号

農林水産部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和6年3月29日

三重県知事 一見勝之

農林水産部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示

農林水産部関係補助金等交付要綱（平成24年三重県告示第249号）の一部を次のように改正する。

別表1(1)の表第2号の項（A）の欄を次のように改める。

食育推進事業費補助金

別表1(1)の表第3号の項（A）の欄から（E）の欄までを次のように改める。

みどりの食料システム戦略推進事業費補助金	エネルギーの調達における環境負荷軽減を推進するため、地域のバイオマスを活用したエネルギー地産地消の実現に向けた調査・設計を支援するとともに、バイオ液肥の地域内利用を進めるため、液肥散布車の導入やメタン発酵後の副産物であるバイオ液肥等の散布実証のための取組を支援する。	みどりの食料システム戦略推進交付金実施要綱に基づいて行う次の事業に要する経費 1 バイオマス地産地消の推進 (1) 事業化の推進 (2) 効果促進対策 (3) バイオ液肥散布車の導入 (4) メタン発酵バイオ液肥等の利用促進	別に定める。	みどりの食料システム戦略推進交付金実施要綱に定める事業実施主体
----------------------	---	---	--------	---------------------------------

別表1(1)の表第5号の項を削る。

別表1(2)の表第3号の項（C）の欄を次のように改める。

- 1 農地法業務に関する会議及び打合せ等の役員手当及び旅費に要する経費
- 2 農地法業務に関する職員の設置に要する経費
- 3 農地法業務に関する事務等に要する経費
- 4 事務所の運営等に要する経費

別表1(2)の表中第4号の項を削り、第5号の項を第4号の項とし、第6号の項を削り、第7号の項を第5号の項とし、第8号の項を第6号の項とし、第9号の項（C）の欄を次のように改め、同項を第7号の項とする。

- 1 次に掲げる事業の取組に要する経費
  - (1) 融資主体型補助事業  
地域計画のうち目標地区に位置付けられた中心経営体等による融資を活用した農業用機械等の導入
  - (2) 追加的信用供与補助事業  
融資の円滑化等を図るための、農業信用基金協会による金融機関への債務保証の拡大
  - (3) 条件不利地域型補助事業  
経営規模が小規模・零細な地域において意欲ある経営体による共同利用機械等の導入
  - (4) 被災農業者向け補助事業  
被災農業者による農業用機械、施設等の修繕、再建等
- 2 1の事業の実施に要する経費（附帯事務事業）

別表1(2)の表中第10号の項を第8号の項とし、第11号の項から第13号の項までを2項ずつ繰り上げ、第14

号の項を削り、第15号の項を第12号の項とし、第16号の項を第13号の項とし、第17号の項から第19号の項までを削り、第20号の項を第14号の項とし、第21号の項及び第22号の項を6項ずつ繰り上げ、第23号の項を削り、第24号の項を第17号の項とし、同表第25号の項(E)の欄中「私学の農業高等学校」を「学校法人」に改め、同項を同表第18号の項とし、同表中第26号の項を第19号の項とし、第27号の項及び第28号の項を削り、第29号の項を第20号の項とし、第30号の項から第32号の項までを9項ずつ繰り上げ、同表に次のように加える。

24	農業教育環境整備 事業費補助金	農業高校等の農業教育機関における教育環境の充実を図り、将来の農業の担い手の育成を図る。	農業高校等の農業教育機関における農業機械、設備等の導入や施設等の整備、有機農業専攻・科目の設置、有機JAS認証取得に向けた取組に要する経費	定額	学校法人
----	--------------------	---	---	----	------

別表1(3)の表中第1号の項を削り、第2号の項を第1号の項とし、第3号の項を削り、第4号の項を第2号の項とし、第5号の項から第8号の項までを2項ずつ繰り上げ、第9号の項を削り、第10号の項を第7号の項とし、第11号の項から第13号の項までを3項ずつ繰り上げ、同表に次のように加える。

11	有機農業転換推進 交付金	慣行農業から国際水準の有機農業への転換を行う農業者の取組を支援し、県内における有機農業の取組面積の拡大を図る。	次に掲げる経費 1 市町が国際水準の有機農業に転換する農業者を支援するために要する経費 2 市町が農業者の取組内容の確認事務等に要する経費	定額  定額	市町
----	-----------------	---	---	--------------	----

別表1(4)の表第7号の項(C)の欄を次のように改める。

水田、畑作、野菜、果樹、茶及び花きの産地が施設整備、機械のリース、生産資材の導入、次世代への継承、土づくりの取組等を行う事業に要する経費
--

別表1(4)の表第11号の項(E)の欄中「普及組織が参画する協議会等」を「市町又は普及組織や農業協同組合が参画する協議会等」に改め、同表に次のように加える。

14	花とみどりの市町 応援プロジェクト 事業費補助金	市町が企画するイベント、観光地、商業施設等での植栽・飾花展示及び園芸体験教室で県産花き花木を活用することで、県産花き花木のPRを図るとともに、消費の拡大を図る。	県産花き花木のPR、消費拡大を図るため、市町が企画するイベント、観光地、商業施設等での植栽・飾花展示及び園芸体験教室に要する経費	事業費の1/3以内	市町又は市町が参画する協議会
15	果樹輸出産地強化 支援事業費補助金	優良品種の新植・改植やスマート農業技術の導入等による生産基盤の強化支援し、輸出向け果実の生産拡大を図る。	輸出に取り組む果樹産地協議会の構成員が実施する、輸出向け果実の生産基盤強化・品質向上に資する資材・機械の導入及び優良品種の新植・改植に要する経費	1/2以内	農業者、農業法人、農業協同組合
16	気候変動に対応した 県産ブランド米「結びの神」 生産拡大推進事業費補助金	水田における気候変動への対応や環境に配慮した持続的な取組の拡大に向け、高温耐性のある「結びの神(三重23号)」の生産拡大を図る。	三重23号について、栽培する農業者に作付面積に対する助成及び当該助成の手續に係る事務経費	定額	農業者、農業法人、農業協同組合

別表1(5)の表中第6号の項を削り、第7号の項を第6号の項とし、第8号の項を第7号の項とする。

別表1(6)の表第2号の項(B)の欄及び(C)の欄を次のように改める。

農場や畜舎出入口等の消毒の徹底、野生動物の畜舎への侵入防止、感染源となる野生動物の捕獲を促進すること等により、家畜伝染病の発生や感染拡大を防止	家畜伝染病の発生予防、感染拡大を防止するための消毒薬、消毒整備や機器の導入、野生動物の畜舎等への侵入防止対策、野生動物の捕獲促進のための報償金に要する経費
---	---

する。

別表 1(7)の表第 23 号の項 (A) の欄中「基幹土地改良施設防災機能拡充保全事業費補助金」を「農村地域排水対策事業費補助金」に改め、同表第 24 号の項 (A) の欄中「基幹土地改良施設防災機能拡充保全事業費補助金」を「農村地域排水対策事業費補助金」に改め、同表第 29 号の項を削る。

別表 1(8)の表第 1 号の項 (B) の欄から (E) の欄までを次のように改める。

地域資源の基礎的な保全管理及び質的向上を図る活動、施設の長寿命化を図る活動等を通じ、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図る。	1 農地維持支払交付金 市町が地域資源の基礎的な保全に向けて取り組む活動組織に対して行う交付に要する経費	事業費の 3/4 以内	市町
	2 資源向上支払交付金 市町が地域資源の質的向上及び施設の長寿命化に向けて取り組む活動組織に対して行う交付に要する経費	事業費の 3/4 以内	市町
	3 多面的機能支払推進交付金 市町又は地域協議会が行う活動組織の指導、確認等に要する経費	定額	市町又は三重県農地・水・環境保全向上対策協議会

別表 1(8)の表第 8 号の項及び第 9 号の項を削る。

別表 1(9)の表に次のように加える。

3	最適土地利用総合事業交付金	中山間地域等での地域ぐるみの農地保全の取組を支援することで、農地の効率的かつ総合的な利用を促進する。	<p>1 最適土地利用推進事業</p> <p>(1) 土地利用構想の概定 地域ぐるみの話合い、実施体制の整備や専門家の派遣、先進地視察等の土地利用構想の概定のための取組</p> <p>(2) 実証事業 地域ぐるみの話合いによる土地利用構想の策定及び持続的に農用地を保全するための実証に関する取組</p> <p>(3) 土地利用構想の実現に必要な調査・計画に関する取組</p> <p>(4) 省力化機械の導入</p> <p>(5) 粗放的利用体制整備 ア 放牧(家畜レンタル、家畜運搬、管理経費等) イ 蜜源・緑肥・省力・景観作物等(種苗費、管理経費等) ウ 緩衝帯整備(管理経費等) エ ビオトープ(管理経費等) オ 計画的な植林(苗代、管理経費等)</p> <p>(6) 農用地保全等推進員の措置</p> <p>2 最適土地利用整備事業</p> <p>(1) 粗放的利用のための条件整備</p> <p>(2) 農用地保全のための基盤整備</p> <p>(3) 農用地保全のための農業環境整備</p>	<p>1 定額 助成額の各年度の上限は、以下のとおりとする。 (1)～(4)は 1,000 万円</p> <p>(5)のア及びイは 10 千円/10 a、ウ～オは 5 千円/10 a ただし、中山間地域等直接支払交付金の交付対象農用地は助成の対象外とする。 (6)は 250 万円、定着支援として 3 年間を上限</p> <p>2 事業費の 5.5/10 以内(上限 2,000 万円)</p>	市町、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、地域協議会、地域運営組織又は農地中間管理機構
---	---------------	--	--	---	--

別表 1(11)の表第 1 号の項 (A) の欄から (E) の欄までを次のように改める。

国補造林事業費補助金	森林を計画的に造成し、森林資源の質的充実、水資源の確保、国土の保全及び地域林業の振興を図る。	<p>1 森林環境保全整備事業</p> <p>(1) 森林環境保全直接支援事業 意欲と実行力を有する者が、面的にまとまって計画的に行う搬出間伐等の森林施業とこれと一体的となった森林作業道の開設に要する経費</p> <p>(2) 特定機能回復事業 ア 森林緊急造成</p>	<p>事業費の 4/10</p> <p>事業費の 5/10</p>	<p>市町、森林所有者、森林組合等、森林経営計画の認定を受けた者、意欲と能力のある林業経営体等</p> <p>市町、森林組合</p>
------------	--	---	-----------------------------------	--

	自然条件等の理由により更新困難な森林で行う人工造林等に要する経費		等、地方公共団体及び森林所有者と協定を締結した民間事業者等
	イ 被害森林整備 気象災害等による被害森林であって、所有者の自助努力等では適切な整備が期待できない森林で行う人工造林等に要する経費	事業費の4/10	市町、森林所有者、森林組合等、森林経営計画の認定を受けた者等
	ウ 重要インフラ施設周辺森林整備 鉄道、道路、送配電線等の重要インフラ施設の周辺の森林で行う人工造林等に要する経費	事業費の5/10	市町、森林組合等、地方公共団体、重要インフラ施設管理者及び森林所有者と協定を締結した民間事業者等
	エ 林相転換特別対策(特定スギ人工林) 林相転換が必要な人工林のうち花粉発生源となるスギを主体とする人工林であって、自助努力では伐採・植替えが進まない森林について、事業主体が森林所有者等との協定に基づいて実施する一貫作業等に要する経費	事業費の4/10	市町、森林組合等、地方公共団体及び森林所有者と協定を締結した民間事業者等
	2 農山漁村地域整備交付金(花粉発生源対策促進事業) 花粉発生源の立木の伐倒・除去及び花粉の少ない苗木等の植栽に要する経費	事業費の4/10	市町、森林所有者、森林組合等、森林経営計画の認定を受けた者等

別表1(11)の表中第6号の項を削り、第5号の項を第6号の項とし、第2号の項から第4号の項までを1項ずつ繰り上げ、第1号の項の次に次のように加える。

2	県単造林事業費補助金	森林を計画的に造成し、森林資源の質的充実、水資源の確保、国土の保全及び地域林業の振興を図る。	県単造林事業	事業費の4/10	市町、森林所有者、森林組合等、森林経営計画の認定を受けた者、意欲と能力のある林業経営体等
---	------------	--	--------	----------	--

別表1(11)の表第7号の項(B)の欄から(E)の欄までを次のように改める。

合板工場等の生産性向上等の体質強化や、花粉発生源となるスギ人工林の植替えの促進のため、間伐や路網整備、再造林の低コスト化等を一体的に行い、原木の安定的な供給を図る。	1 原木の生産基盤整備・低コスト安定供給対策 (1) 間伐材生産 ア 間伐材の生産(不用木の除去(侵入竹を含む。)、不良木の淘汰(育成しようとする樹木の一部を伐採することにより本数密度の調整、残存木の生長促進等を図ることをいう。)、支障木やあばれ木等の伐倒、搬出集積、その他附带施設整備(林内作業場、土場等)の実施	定額	市町、選定経営体等
	イ 関連条件整備活動(アと一体的に実施する対象森林の調査及び森林所有者の同意取付け等) (2) 路網整備・機能強化 ア 林業専用道(規格相当)整備 イ 森林作業道整備 ウ 機能強化 エ 関連条件整備活動(ア～ウと一体的に実施する対象林の調査及び森林所有者の同意取付け等) オ 航空レーザ計測	定額	市町、選定経営体等



		入の効率的かつ円滑な実施を図るために必要となる調整活動、実践的知識及び技術の習得活動等)	
--	--	--	--

別表1(11)の表中第10号の項を削り、第11号の項を第10号の項とし、第12号の項から第19号の項までを1項ずつ繰り上げ、同表に次のように加える。

19	みえスマート林業 躍進事業費補助金	スマート林業の現場実装をより一層加速化するため、各地域の林業事業者において、ICT技術を活用した省力化等を図り、限られた労働力を最大限生かしたスマート林業の実現。	林業経営体等がスマート林業の実装に向けてドローン操作技術の習得に要する経費	事業費の1/3	林業経営体等
----	----------------------	---	---------------------------------------	---------	--------

別表1(12)の表第1号の項(C)の欄から(E)の欄までを次のように改める。

1	森林環境保全整備事業 (1) 林道整備事業 森林環境保全整備事業計画に基づき基盤道及び強靱化林道、林業専用道の開設、改良及び舗装を行うために要する経費 ア 基盤道整備 林業生産基盤整備道の開設、改良及び舗装を行うために要する経費 (ア) 林業生産基盤整備道開設 a 森林造成林道 b 峰越連絡林道 (a) 幹線 (b) その他 c その他の林道 (a) 過疎、振興山村指定地域に係るもの (b) その他の地域に係るもの (イ) 林業生産基盤整備道改良 a 幹線 b その他 (ウ) 林業生産基盤整備道舗装 a 幹線 b その他 イ 強靱化道整備 山村強靱化林道の開設、改良、舗装を行うために要する経費 (ア) 山村強靱化林道開設 a 森林造成林道 b 峰越連絡林道 (a) 幹線 (b) その他 c その他の林道 (a) 過疎、振興山村指定地域に係るもの (b) その他の地域	本工事費等の7/10以内 本工事費等の7/10以内 本工事費等の7/10以内 本工事費等の6.5/10以内 本工事費等の6/10以内 本工事費等の1/2以内 本工事費等の2/3以内 本工事費等の1/2以内 本工事費等の7/10以内 本工事費等の7/10以内 本工事費等の7/10以内 本工事費等の7/10以内	市町、森林組合、生産森林組合又は森林組合連合会
---	--	---	-------------------------

に係るもの	6.5/10 以内	
(イ) 山村強靱化林道改良		
a 幹線	本工事費等の 6/10 以内	
b その他	本工事費等の 1/2 以内	
(ウ) 山村強靱化林道舗装		
a 幹線	本工事費等の 2/3 以内	
b その他	本工事費等の 1/2 以内	
ウ 林専道整備 林業専用道の開設、改良及び舗装を行うために要する経費		
(ア) 林業専用道開設		
a 過疎、振興山村指定地域に係るもの	本工事費等の 7/10 以内	
b その他の地域に係るもの	本工事費等の 6.5/10 以内	
(イ) 林業専用道改良	本工事費等の 1/2 以内	
(ウ) 林業専用道舗装	本工事費等の 1/2 以内	
エ 老朽化対策 個別施設計画に基づき重要施設の老朽化対策を行うために要する経費		
(ア) 老朽化対策	本工事費等の 6/10 以内	
オ 機能回復 林業生産基盤整備道の機能回復を行うために要する経費		
(ア) 機能回復	本工事費等の 6/10 以内	
カ 農道等改良 大型トラック等の通行を可能とする林道整備と農道等の改良を一体的に行うために要する経費		
(ア) 農道等改良	一体的に整備する林道に準ずる	
(2) 林道施設 P C B 廃棄物処理促進対策事業 林道施設の塗膜に含まれるポリ塩化ビフェニルの調査、処理等に要する経費		
ア 林道施設 P C B 廃棄物処理促進対策事業	本工事費等の 5/10 以内	
2 農山漁村地域整備交付金 農山漁村整備計画に基づき森林基幹道、森林管理道、林業専用道及び森林施業道の開設、改良及び舗装等を行うために要する経費		市町、森林組合、生産森林組合又は森林組合連合会
(1) 林道開設事業 森林管理道、林業専用道及び森林施業道の開設を行うために要する経費		
ア 森林管理道		
a 森林造成林道	本工事費等の 7/10 以内	
b 峰越連絡林道	本工事費等の 7/10 以内	
(a) 幹線		
(b) その他		
c その他の林道		
(a) 過疎、振興山村指定地域に係るもの	本工事費等の 7/10 以内	

	(b) その他の地域に係るもの	本工事費等の 6.5/10 以内	
	イ 林業専用道		
	(a) 過疎、振興山村指定地域に係るもの	本工事費等の 7 /10 以内	
	(b) その他の地域に係るもの	本工事費等の 6.5/10 以内	
	ウ 森林施業道		
	(a) 過疎、振興山村指定地域に係るもの	本工事費等の 7 /10 以内	
	(b) その他の地域に係るもの	本工事費等の 6.5/10 以内	
	(2) 森林基幹道整備事業 森林基幹道の開設、改良及び舗装を行うために要する経費		
	(ア) 森林基幹道開設	本工事費等の 7 /10 以内。ただし、市町以外に係るものにあつては、8.5/10 以内	
	(イ) 森林基幹道改良		
	(a) 幹線	本工事費等の 6 /10 以内	
	(b) その他	本工事費等の 1 /2 以内	
	(ウ) 森林基幹道舗装		
	(a) 幹線	本工事費等の 2 /3 以内	
	(b) その他	本工事費等の 1 /2 以内	
	(3) 林道改良事業 森林管理道、林業専用道及び森林施業道の改良を行うために要する経費		
	(a) 幹線	本工事費等の 6 /10 以内	
	(b) その他	本工事費等の 1 /2 以内	
	(4) 林道舗装事業 森林管理道、林業専用道及び森林施業道の舗装を行うために要する経費		
	(a) 幹線	本工事費等の 2 /3 以内	
	(b) その他	本工事費等の 1 /2 以内	
	(5) 林道関連施設整備事業 林業用作業に利用する用地及び作業ポイント、接続路の整備を行うために要する経費	本工事費等の 7 /10 以内	
	(6) 林道点検診断・保全整備事業 既設の林道について、トンネル、橋梁等の点検診断又は補修、更新等を行うために要する経費		
	(ア) 林道点検診断	本工事費等の 1 /2 以内	
	(イ) 林道補修、更新等	本工事費等の 6 /10 以内	
3	地方創生道整備推進交付金 地域再生計画に基づき林道の開設、改良及び舗装を行うために要する経費		市町
	(1) 林道開設事業 森林基幹道、森林管理道及び森林施業道の開設を行うために要する経費		
	a 林業生産の基盤及び生活環境の整備を総合的に	本工事費等の 7 /10 以内	

行う林道整備 (a) 過疎、振興山村指定地域に係るもの (b) その他の地域に係るもの b a 以外の森林基幹道整備 c a 及び b 以外の森林管理道及び森林施業道整備 (a) 過疎、振興山村指定地域に係るもの (b) その他の地域に係るもの (2) 林道改良事業 林道の改良を行うために要する経費 (a) 幹線 (b) その他 (3) 林道舗装事業 林道の舗装を行うために要する経費 (a) 幹線 (b) その他 (4) 林道保全整備事業 既設の林道について、トンネル、橋梁等の点検診断又は補修、更新等を行うために要する経費	本工事費等の 7 / 10 以内  本工事費等の 7 / 10 以内 本工事費等の 6.5 / 10 以内  本工事費等の 6 / 10 以内 本工事費等の 1 / 2 以内  本工事費等の 2 / 3 以内 本工事費等の 1 / 2 以内 本工事費等の 6 / 10 以内
--	---

別表 1(13)の表第 3 号の項 (A) の欄中「みえ森と緑の県民税市町交付金 (基本枠、加算枠)」を「みえ森と緑の県民税市町交付金 (基本枠)」に改め、同表第 4 号の項 (B) の欄から (D) の欄までを次のように改める。

市町と県が連携して「災害に強い森林づくり」及び「県民全体で森林を支える社会づくり」の取組を推進する。	1 流域防災機能強化対策事業 土砂流出の危険性が高く、早急な整備が必要とされる箇所の森林整備に要する経費	事業費の 10 / 10 以内
	2 災害からライフラインを守る事前伐採事業 台風等の倒木被害により電線等を寸断するおそれのある樹木の事前伐採に要する経費	事業費の 1 / 2 以内
	3 県民参加の植樹祭事業 県民参加の植樹祭の開催に要する経費	事業費の 10 / 10 以内

別表 1(13)の表中第 5 号の項を削り、第 6 号の項を第 5 号の項とする。

別表 1(14)の表中第 9 号の項及び第 10 号の項を削り、同表に次のように加える。

9	伊勢湾地区における漁家の収入安定対策事業費補助金	中部国際空港沖公有水面の埋立による漁業経営への影響を緩和するため、新たな漁業のスタートアップを支援し、漁業協同組合や漁業者の経営強化を図る。	漁業協同組合及び漁業者の経営を強化するための取組に要する経費	事業費の 1 / 2 以内	別に定める漁業協同組合及び漁業者グループ
---	--------------------------	--	--------------------------------	---------------	----------------------

別表 1(15)の表第 2 号の項 (A) の欄から (C) の欄までを次のように改める。

密漁防止対策推進交付金	県内漁場における密漁防止対策の推進を図る。	密漁防止普及啓発に要する次に掲げる経費 1 看板、のぼり、ポスター等の製作及び設置 2 メディア (テレビ、ラジオ、インターネット等) の活用 3 その他事業の目的に資すると認められるもの 4 効率的な密漁防止の監視活動に必要な資機材 (暗視カメラ、無
-------------	-----------------------	--

		人航空機)の導入 5 密漁防止の監視活動の支援(監視員の保険料等)
--	--	--------------------------------------

別表2を次のように改める。

別表2(第2条関係)

区分	(A) 補助金等の名称	(B) 規則第20条第1項ただし書の規定により財産処分 の制限をする期間	(C) 規則第20条第1項第2号の規定により財産処分 の制限をする機械及び重要な器具
1	農林水産業共同利用施設災害復旧事業費補助金	減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定める耐用年数に相当する期間	1件の取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具
2	里地里山保全活動支援事業費補助金		
3	自然に親しむ施設整備事業費補助金		
4	自立的林業経営活動推進事業費補助金		
5	アフリカ豚熱侵入防止緊急支援事業費補助金		
6	豚熱衛生管理再生緊急支援事業費補助金		
7	みえ森と緑の県民税市町交付金(基本枠)		

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

三重県告示第261号

雇用経済部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和6年3月29日

三重県知事 一 見 勝 之

雇用経済部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示

雇用経済部関係補助金等交付要綱(平成24年三重県告示第250号)の一部を次のように改正する。

別表1(1)の表中第3号の項を削る。

別表1(2)の表に次のように加える。

2	地方就職学生支援事業補助金	東京都内に本部を置く大学の学生の県内企業へのU・I・Jターン就職を促進する。	別に定める地方就職学生支援事業に要する経費	別に定める。	市町
3	働き方改革推進奨励金	男女がともに働きやすい職場づくり等に取り組む中小企業に対して奨励金を支給することで、県内企業における働き方改革の推進を図る。	男女がともに働きやすい職場づくり、男性の育児休業及び介護休業等の取得促進に取り組む中小企業を支援する。	別に定める。	別に定める。

別表1(4)の表第4号の項(A)の欄から(D)の欄までを次のように改める。

三重県伝統産業原材料確保対策支援補助金	原材料の価格高騰等の影響を受けている伝統産業事業者等に対し、代替原材料の確保に係る取組を支援することにより、伝統産業の継続を図る。	伝統産業事業者等が行う代替原材料の確保に係る調査及び研究・試作等に要する経費	1/2以内
---------------------	---	--	-------

別表1(5)の表中第1号の項を削り、第2号の項を第1号の項とし、第3号の項から第15号の項までを1項ずつ繰り上げ、第16号の項(A)の欄及び(B)の欄を次のように改め、同項を第15号の項とする。

ものづくり産業競争力強化支援事業費補助金	北勢地域を中心とする県内中小企業における競争力強化及び技術・経営の課題解決等を図る。
----------------------	--

別表1(5)の表中第17号の項を第16号の項とし、第18号の項を第17号の項とし、同表に次のように加える。

18	成長産業推進に向けた試作・開発支援事業補助金	県内自動車関連企業等のC・N・EV化に向けた技術的な課題等への取り組みを支援することにより、新分野への進出等を促進する。	県内自動車関連企業等が、C・N・EV化に向けた技術的な課題等に対応するために大学、公設試等と共同で行う次世代技術の先行的な開発並びに高付加価値製品の開発及び試作等に要する経費	別に定める。	別に定める。
19	みえライフインベーション総合特区推進事業費補助金	医療機器、福祉用具その他医療等で必要性が高いと認められるもの及びこれらを活用するサービスの製品開発の促進を図る。	医療機器、福祉用具等を製品化するまでの試作、評価、改良等を行うために要する経費	別に定める。	三重県内に事務所、工場、研究施設その他これらに準ずるものを有する事業者
20	医薬品等開発促進事業費補助金	医薬品、医薬部外品、化粧品、機能性を有した食品、薬用植物を活用した商品等の製品開発の促進を図る。	医薬品等を製品化するまでの試作、評価、改良等を行うために要する経費	別に定める。	三重県内に事務所、工場、研究施設その他これらに準ずるものを有する事業者
21	みえライフインベーション総合特区医療情報利活用推進事業費補助金	効率的で質の高い医療及び介護の提供体制を構築するため、医療情報を利活用する取組に対して支援を行う。	医療情報を利活用する事業に要する経費	別に定める。	別に定める。

別表1(6)の表に次のように加える。

15	副業・兼業人材活用促進補助金	副業・兼業人材の活用を支援することで、県内中小企業等の事業再構築、経営向上を図る。	県外の副業・兼業人材の活用に要する経費	別に定める。	県内中小企業等
16	起業支援事業費補助金	県外から移住して、デジタル技術を活用した地域課題の解決を目的として起業等をする者を支援し、産業振興及び地域の活性化を図る。	デジタル技術を活用した地域課題の解決を目的とする起業等に要する経費及び起業に向けた伴走支援を行うために要する経費	別に定める。	別に定める。

別表1(7)の表第1号の項(A)の欄から(E)の欄までを次のように改める。

スタートアップ支援補助金	スタートアップや県内企業等が行う新規事業を支援することで、企業の新陳代謝とさらなる成長を促進して、三重県経済の発展につなげる。	県内に拠点を置くスタートアップや県内企業等を対象として、新規事業創出のための新サービス・製品の検証及び実装に要する経費	別に定める。	別に定める。
--------------	---	---	--------	--------

別表1(7)の表に次のように加える。

2	社会実装可能性調査補助金	県内における空飛ぶクルマの商用運航に向けた取組を促進する。	県内において、県が過去に調査した運航フェーズ毎の有望ルートやその運航規模、国の制度整備状況を参考にして、県内で空飛ぶクルマの商用運航をめざす民間事業者が、県内事業者と連携して事業検討を進めていくために必要な調査等の経費	別に定める。	別に定める。
---	--------------	-------------------------------	---	--------	--------

別表2の表に次のように加える。

13	みえライフインベーション総合特区推進事業費補助金	減価償却資産の耐用年数等に関する省令で定められている耐用年数に相当する期間	交付対象事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産
14	医薬品等開発促進事業費補助金		
15	みえライフインベーション総合特区医療情報利		

活用推進事業費補助金		
------------	--	--

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

三重県告示第262号

観光部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和6年3月29日

三重県知事 一 見 勝 之

観光部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示

観光部関係補助金等交付要綱（令和5年三重県告示第240号）の一部を次のように改正する。

第3条を第4条とし、第2条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

（財産処分の制限）

第2条 規則第20条第1項ただし書の規定により財産処分の制限をする期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間とし、同項第2号の規定により財産処分の制限をする機械及び重要な器具は、同省令に定める機械及び器具とする。ただし、別表2に掲げる補助金に係る財産処分の制限をする期間又は機械及び重要な器具は、同表のとおりとする。

別表1(1)の表第1号の項（A）の欄から（D）の欄までを次のように改める。

公益社団法人三重県観光連盟負担金	観光地経営の司令塔である公益社団法人三重県観光連盟の基盤強化を図ることにより、持続可能な観光地づくりを推進する。	運営に係る基礎的な経費、インバウンド向けマーケティング業務及び地域観光地域づくり法人（DMO）への支援業務の推進に要する経費	10/10
------------------	--	--	-------

別表1(1)の表に次のように加える。

3	先駆的で持続可能な観光地の構築支援補助金	高付加価値旅行者から三重が選ばれ、県内の観光消費が促進されるよう、観光地域づくり法人（DMO）及び県内観光関連事業者による受入環境を充実させる取組を補助することにより、持続可能な観光地づくりを推進する。	地域が策定する事業計画に基づく宿泊施設及び観光施設の高付加価値改修等の受入環境の整備に要する経費	別に定める。	別に定める。
---	----------------------	---	--	--------	--------

別表1の表の次に次の一表を加える。

別表2（第2条関係）

区分	(A) 補助金等の 名 称	(B) 規則第20条第1項ただし書きの規定により財産処分の制限をする期間	(C) 規則第20条第1項第2号の規定により財産処分の制限をする機械及び重要な器具
1	地域の観光資源を生かした周遊基盤整備補助金	減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定められている耐用年数に相当する期間	交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価50万円以上の機械及び器具
2	先駆的で持続可能な観光地の構築支援補助金		

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

三重県告示第263号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域に指定します。

令和6年3月29日

三重県知事 一 見 勝 之

区域の名称	区域の所在	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
坂本11	いなべ市藤原町坂本 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊

川合 9	いなべ市藤原町川合、下野尻 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊
本郷 7	いなべ市藤原町本郷 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を県土整備部防災砂防課、桑名建設事務所及びいなべ市役所に備え置いて縦覧に供します。)

**三重県告示第 264 号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域に指定します。

令和 6 年 3 月 29 日

三重県知事 一 見 勝 之

区域の名称	区域の所在	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
穴太 3	員弁郡東員町穴太 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊
穴太 4	員弁郡東員町穴太 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を県土整備部防災砂防課、桑名建設事務所及び東員町役場に備え置いて縦覧に供します。)

**三重県告示第 265 号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域に指定します。

令和 6 年 3 月 29 日

三重県知事 一 見 勝 之

区域の名称	区域の所在	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
狭間 1	四日市市川島町 (詳細は次の図のとおり)	土石流
萱生 10	四日市市萱生町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊
羽津甲 1	四日市市大字羽津甲 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を県土整備部防災砂防課、四日市建設事務所及び四日市市役所に備え置いて縦覧に供します。)

**三重県告示第 266 号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域に指定します。

令和 6 年 3 月 29 日

三重県知事 一 見 勝 之

区域の名称	区域の所在	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
床木 7	伊勢市矢持町床木 (詳細は次の図のとおり)	土石流
ケーブル川	伊勢市朝熊町 (詳細は次の図のとおり)	土石流
雲出川	伊勢市朝熊町 (詳細は次の図のとおり)	土石流
上野	伊勢市上野町 (詳細は次の図のとおり)	地滑り

(「次の図」は省略し、その図面を県土整備部防災砂防課、伊勢建設事務所及び伊勢市役所に備え置いて縦覧に供します。)

**三重県告示第 267 号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域に指定します。

令和 6 年 3 月 29 日

三重県知事 一 見 勝 之

区域の名称	区域の所在	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
志子谷	度会郡玉城町宮古 (詳細は次の図のとおり)	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を県土整備部防災砂防課、伊勢建設事務所及び玉城町役場に備え置いて縦覧に供します。)

**三重県告示第 268 号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域に指定します。

令和 6 年 3 月 29 日

三重県知事 一 見 勝 之

区域の名称	区域の所在	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
田口 18	度会郡度会町田口 (詳細は次の図のとおり)	土石流
鮎川 5	度会郡度会町鮎川 (詳細は次の図のとおり)	土石流
止山東谷	度会郡度会町棚橋 (詳細は次の図のとおり)	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を県土整備部防災砂防課、伊勢建設事務所及び度会町役場に備え置いて縦覧に供します。)

**三重県告示第 269 号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項の規定により土砂災害警戒区域に指定した次の区域の指定を解除します。

令和 6 年 3 月 29 日

三重県知事 一 見 勝 之

区域の名称	区域の所在	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	指定年月日
志子谷	度会郡玉城町宮古 (詳細は次の図のとおり)	土石流	平成 28 年 10 月 28 日
宮古 1	度会郡玉城町宮古 (詳細は次の図のとおり)	土石流	平成 28 年 10 月 28 日

(「次の図」は省略し、その図面を県土整備部防災砂防課、伊勢建設事務所及び玉城町役場に備え置いて縦覧に供します。)

**三重県告示第 270 号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定します。

令和 6 年 3 月 29 日

三重県知事 一 見 勝 之

区域の名称	区域の所在	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条に規定する衝撃に関する事項
古田 12	いなべ市藤原町古田 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり

梅戸	いなべ市大安町梅戸 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
平古	いなべ市員弁町平古 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
梅戸 2	いなべ市大安町梅戸 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
田辺 9	いなべ市北勢町田辺 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
篠立 8	いなべ市藤原町篠立 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
鼎 19	いなべ市藤原町鼎 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
志礼石新田 1	いなべ市藤原町志礼石新田 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
志礼石新田 2	いなべ市藤原町志礼石新田 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大貝戸 8	いなべ市藤原町大貝戸 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
山口 18	いなべ市藤原町山口 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
本郷 8	いなべ市藤原町本郷 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
本郷 9	いなべ市藤原町本郷 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
市場 7	いなべ市藤原町市場 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
市場 8	いなべ市藤原町市場 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
川合 7	いなべ市藤原町川合 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
川合 8	いなべ市藤原町川合 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
川合 10	いなべ市藤原町川合 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上之山田 8	いなべ市藤原町上之山田 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
山口 17	いなべ市藤原町山口、坂本 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
市場 9	いなべ市藤原町市場 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
古田 2	いなべ市藤原町古田 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を県土整備部防災砂防課、桑名建設事務所及びいなべ市役所に備え置いて縦覧に供します。

**三重県告示第 271 号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成 12 年法律第 57 号)第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定します。

令和 6 年 3 月 29 日

三重県知事 一 見 勝 之

区域の名称	区域の所在	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成 13 年政令第 84 号)第 4 条に規定する衝撃に関する事項

長深 4	員弁郡東員町長深 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
穴太 5	員弁郡東員町穴太 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を県土整備部防災砂防課、桑名建設事務所及び東員町役場に備え置いて縦覧に供します。

三重県告示第 272 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定します。

令和 6 年 3 月 29 日

三重県知事 一 見 勝 之

区域の名称	区域の所在	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条に規定する衝撃に関する事項
北山 1	四日市市北山町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
北山 2	四日市市北山町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
垂坂 4	四日市市垂坂町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
桜北 1	四日市市桜町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
川島 15	四日市市川島町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
室山 3	四日市市室山町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
川島 4	四日市市川島町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
采女 10	四日市市采女町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
礼場 2	四日市市礼場町、小牧町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
波木南台 2	四日市市波木南台四丁目、貝家町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
中村 5	四日市市中村町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
水沢 2	四日市市水沢町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
水沢 7	四日市市水沢町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
川島 5	四日市市川島町、室山町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
川島 11	四日市市川島町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
山田 9	四日市市山田町、貝家町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
堂ヶ山 1	四日市市堂ヶ山町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
堂ヶ山 2	四日市市堂ヶ山町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
内山 1	四日市市内山町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

尾平 9	四日市市尾平町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
尾平 10	四日市市尾平町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
松本 3	四日市市大字松本 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
山田 15	四日市市山田町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
山田 16	四日市市山田町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
山田 17	四日市市山田町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を県土整備部防災砂防課、四日市建設事務所及び四日市市役所に備え置いて縦覧に供します。

三重県告示第 273 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成 12 年法律第 57 号)第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定します。

令和 6 年 3 月 29 日

三重県知事 一見勝之

区域の名称	区域の所在	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成 13 年政令第 84 号)第 4 条に規定する衝撃に関する事項
朝熊 32	伊勢市朝熊町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
朝熊 35	伊勢市朝熊町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
朝熊 36	伊勢市朝熊町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
朝熊 37	伊勢市朝熊町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
朝熊 38	伊勢市朝熊町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
朝熊 39	伊勢市朝熊町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
朝熊 41	伊勢市朝熊町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
朝熊 42	伊勢市朝熊町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
朝熊 43	伊勢市朝熊町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
朝熊 44	伊勢市朝熊町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
朝熊 45	伊勢市朝熊町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
朝熊 46	伊勢市朝熊町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
朝熊 47	伊勢市朝熊町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
朝熊 48	伊勢市朝熊町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
朝熊 49	伊勢市朝熊町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
矢持町 10	伊勢市矢持町下村	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

	(詳細は次の図のとおり)		
矢持町 11	伊勢市矢持町下村 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
矢持町 13	伊勢市矢持町菖蒲 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
矢持町 14	伊勢市矢持町上村 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
矢持 4	伊勢市矢持町上村 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
勢田 8	伊勢市勢田町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
江 3	伊勢市二見町江 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
江 4	伊勢市二見町江 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
松下 25	伊勢市二見町松下 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
松下 26	伊勢市二見町松下 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を県土整備部防災砂防課、伊勢建設事務所及び伊勢市役所に備え置いて縦覧に供します。

**三重県告示第 274 号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成 12 年法律第 57 号)第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定します。

令和 6 年 3 月 29 日

三重県知事 一 見 勝 之

区域の名称	区域の所在	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成 13 年政令第 84 号)第 4 条に規定する衝撃に関する事項
中角 3	度会郡玉城町中角 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
中角 4	度会郡玉城町中角 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
宮古 8	度会郡玉城町宮古 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
宮古 1	度会郡玉城町宮古 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
蚊野 1	度会郡玉城町蚊野 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
山神 1	度会郡玉城町山神 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
原 3	度会郡玉城町原 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
宮古 6	度会郡玉城町宮古 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
日向 1	度会郡玉城町日向 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下田辺 1	度会郡玉城町下田辺 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下田辺 2	度会郡玉城町下田辺 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
原 4	度会郡玉城町原 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

宮古 7	度会郡玉城町宮古 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上田辺	度会郡玉城町上田辺 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を県土整備部防災砂防課、伊勢建設事務所及び玉城町役場に備え置いて縦覧に供します。

### 三重県告示第 275 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定します。

令和 6 年 3 月 29 日

三重県知事 一 見 勝 之

区域の名称	区域の所在	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条に規定する衝撃に関する事項
平生 2	度会郡度会町平生 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
棚橋 12	度会郡度会町棚橋 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
棚橋 13	度会郡度会町棚橋 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
棚橋 14	度会郡度会町棚橋 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
平生 3	度会郡度会町平生 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
平生 4	度会郡度会町平生 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
鮎川 4	度会郡度会町鮎川 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
棚橋 10	度会郡度会町棚橋 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
棚橋 11	度会郡度会町棚橋 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大野木 10	度会郡度会町大野木 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大野木 11	度会郡度会町大野木 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大野木 12	度会郡度会町大野木 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
田口 16	度会郡度会町田口 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
鮎川 3	度会郡度会町鮎川 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
田口 17	度会郡度会町田口 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
南中村 4	度会郡度会町南中村 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
南中村 5	度会郡度会町南中村、川上 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
蓮華寺	度会郡度会町棚橋 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
長原 1	度会郡度会町長原 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

柳 3	度会郡度会町柳 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
-----	-------------------------	---------	---------

(「次の図」は省略し、その図面を県土整備部防災砂防課、伊勢建設事務所及び度会町役場に備え置いて縦覧に供します。)

**三重県告示第 276 号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定した次の区域の指定を解除します。

令和 6 年 3 月 29 日

三重県知事 一 見 勝 之

区域の名称	区域の所在	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成 13 年政令第 84 号)第 4 条に規定する衝撃に関する事項	指定年月日
梅戸	いなべ市大安町梅戸、南金井 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	平成 31 年 2 月 5 日

(「次の図」は省略し、その図面を県土整備部防災砂防課、桑名建設事務所及びいなべ市役所に備え置いて縦覧に供します。)

**三重県告示第 277 号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定した次の区域の指定を解除します。

令和 6 年 3 月 29 日

三重県知事 一 見 勝 之

区域の名称	区域の所在	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成 13 年政令第 84 号)第 4 条に規定する衝撃に関する事項	指定年月日
長深 4	員弁郡東員町長深 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	平成 28 年 11 月 8 日
穴太 3	員弁郡東員町穴太 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	平成 28 年 11 月 8 日

(「次の図」は省略し、その図面を県土整備部防災砂防課、桑名建設事務所及び東員町役場に備え置いて縦覧に供します。)

**三重県告示第 278 号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定した次の区域の指定を解除します。

令和 6 年 3 月 29 日

三重県知事 一 見 勝 之

区域の名称	区域の所在	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成 13 年政令第 84 号)第 4 条に規定する衝撃に関する事項	指定年月日
北山 1	四日市市北山町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	平成 26 年 11 月 14 日
北山 2	四日市市北山町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	平成 26 年 11 月 14 日

垂坂 4	四日市市垂坂町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	令和2年3月27日
桜北 1	四日市市桜町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	平成27年9月18日
川島 15	四日市市川島町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	平成30年2月23日
室山 3	四日市市室山町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	平成22年9月14日
川島 4	四日市市川島町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	平成30年2月23日
采女 10	四日市市采女町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	平成27年7月21日
札場 2	四日市市札場町、小牧町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	平成26年11月14日
波木南台 2	四日市市波木南台 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	平成27年7月21日
中村 5	四日市市中村町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	平成26年11月14日

(「次の図」は省略し、その図面を県土整備部防災砂防課、四日市建設事務所及び四日市市役所に備え置いて縦覧に供します。)

**三重県告示第 279 号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定した次の区域の指定を解除します。

令和6年3月29日

三重県知事 一 見 勝 之

区域の名称	区域の所在	土砂災害の発 生原因となる自然 現象の種類	土砂災害警戒区域等にお ける土砂災害防止対策の推 進に関する法律施行令（平 成13年政令第84号）第4 条に規定する衝撃に関する 事項	指定年月日
矢持 4	伊勢市矢持町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	平成25年2月22日
勢田 8	伊勢市勢田町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	令和3年1月29日

(「次の図」は省略し、その図面を県土整備部防災砂防課、伊勢建設事務所及び伊勢市役所に備え置いて縦覧に供します。)

**三重県告示第 280 号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定した次の区域の指定を解除します。

令和6年3月29日

三重県知事 一 見 勝 之

区域の名称	区域の所在	土砂災害の発 生原因となる自然 現象の種類	土砂災害警戒区域等にお ける土砂災害防止対策の推 進に関する法律施行令（平 成13年政令第84号）第4 条に規定する衝撃に関する 事項	指定年月日
上田辺	玉城町上田辺 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	平成30年3月23日

(「次の図」は省略し、その図面を県土整備部防災砂防課、伊勢建設事務所及び玉城町役場に備え置いて縦覧に供します。)

## 三重県告示第 281 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定した次の区域の指定を解除します。

令和 6 年 3 月 29 日

三重県知事 一 見 勝 之

区域の名称	区域の所在	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成 13 年政令第 84 号) 第 4 条に規定する衝撃に関する事項	指定年月日
蓮華寺	度会郡度会町棚橋 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	令和元年 10 月 4 日
長原 1	度会郡度会町長原 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	平成 28 年 9 月 30 日
柳 3	度会郡度会町柳 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	平成 29 年 5 月 26 日
止山東谷	度会郡度会町棚橋 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	令和元年 10 月 4 日

（「次の図」は省略し、その図面を県土整備部防災砂防課、伊勢建設事務所及び度会町役場に備え置いて縦覧に供します。）

発行 三 重 県

三重県津市栄町 1 丁目 891  
三重県総務部法務・文書課  
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>